

令和3年10月1日

吸収合併にかかる事後開示書面
(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

東京都港区港南三丁目5番14号
ヒビノ株式会社
代表取締役 日比野 晃久

当社は、令和3年5月21日付けで、ヒビノベスコ株式会社（以下、「BSC社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和3年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、BSC社を消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
本件吸収合併が効力を生じた日は、令和3年10月1日です。
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）
当社は、合併の効力発生日までにBSC社の発行済株式の全部をヒビノメディアテクニカル株式会社から取得し、BSC社を完全子会社としました。吸収合併消滅会社であるBSC社の唯一の株主である当社は、吸収合併をやめることの請求権を行使しませんでした。
 - (2) ① 反対株主の株式買取請求の経過（会社法第785条）
当社は、吸収合併消滅会社であるBSC社の唯一の株主であるため、該当すべき事項はありません。
 - ② 新株予約権買取請求の経過（会社法第787条）
吸収合併消滅会社であるBSC社は、新株予約権の発行を行っておりませんので、該当すべき事項はありません。
 - ③ 債権者保護手続の経過（会社法第789条）
吸収合併消滅会社であるBSC社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、令和3年7月30日付けにて官報及び日刊工業新聞での公告を行

いしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条 2 項本文に該当するため、該当事項はありません。

(2) ① 反対株主の株式買取請求の経過（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条 2 項本文に該当するため、該当事項はありません。

② 債権者保護手続の経過（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 3 年 7 月 30 日付けにて官報及び日本経済新聞での公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務
に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって B S C 社から、その一切の資産及び負債並びに権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された
事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです（合併契約の内容は除く）。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

令和 3 年 10 月 1 日をもって、変更の登記を行いました。

7. 前記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条
第 7 号）

(1) 当社は、当社が B S C 社の発行済株式のすべてを保有していたため、本件吸収合併に際して、当社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の金銭等の交付を行っておりません。

(2) 本件吸収合併に伴い、当社の資本金の額を増加しておりません。

以上

別紙

令和3年7月30日

吸収合併にかかる事前開示書面
(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

東京都江東区東雲二丁目9番23号
ヒビノベスコ株式会社
代表取締役 中島 義人

当社は、令和3年5月21日付けで、ヒビノ株式会社（以下、「ヒビノ社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和3年10月1日を効力発生日として、ヒビノ社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

令和3年5月21日付けで当社とヒビノ社が締結した吸収合併契約の内容は、別紙のとおりです。

2. 吸収合併の対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、同第182条第3項）

ヒビノ社は、合併の効力発生日までに孫会社である当社の発行済株式の全部を子会社であるヒビノメディアテクニカル株式会社（以下「HMT社」といいます。）から取得し、当社を完全子会社とするため、本合併に際し、株式・金銭その他の対価の交付は行いません。また、本合併により、ヒビノ社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、同第182条第5項）

該当すべき事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、同第

182 条第 6 項第 1 号)

- (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容は、別紙のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ヒビノ社は、令和3年5月21日、HMT社との間で、当会社の発行済株式の全部をヒビノ社に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しております（株式譲渡の効力発生日は令和3年9月30日）。その上で、本件吸収合併の効力発生日を迎える予定です。

5. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、同第 182 条第 6 項第 2 号）

該当すべき事項はありません。

6. 効力発生日以後における債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により本件吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

- ① ヒビノ社の令和 3 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額および負債の額はそれぞれ金 27,910 百万円および金 21,811 百万円となっております。また、当会社の令和 3 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額および負債の額はそれぞれ金 535 百万円および金 312 百万円となっております。

いずれの会社においても、本合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における存続会社であるヒビノ社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

なお、当会社の資産および負債の額は、ヒビノ社の連結決算においては既に反映されております。

- ② 本件吸収合併後におけるヒビノ社の収益状況について、合併後のヒビノ社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。
- ③ 以上のとおりですので、本件吸収合併によっても、合併後のヒビノ社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しました。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[10,564,188]	【流動負債】	[14,338,996]
現金及び預金	639,213	支払手形	77,236
受取手形	666,998	買掛金	811,685
売掛金	2,551,163	短期借入金	5,450,000
リース債権	107,419	関係会社短期借入金	1,680,660
商品及び製品	988,464	1年内返済予定の長期借入金	2,647,610
仕掛品	663,187	リース債務	170,037
材料及び貯蔵品	3,327	未払金	366,394
前払費用	1,364,294	未払費用	199,881
関係会社短期貸付金	2,311,594	前受り金	2,524,989
その他の金	1,309,873	預り金	28,590
貸倒引当金	△41,348	与引当金	160,998
【固定資産】	[17,345,994]	その他の	220,913
(有形固定資産)	(6,507,203)	【固定負債】	[7,472,348]
建物	1,071,767	長期借入金	5,672,950
構築物	12,783	リース債務	359,762
機械及び装置	3,137,673	退職給付引当金	1,271,165
車両運搬具	12,940	資産除去債務	107,578
工具、器具及び備品	422,954	その他	60,892
土地	404,627	負債合計	21,811,345
リース資産	495,136	純資産の部	
建設仮勘定	949,319	【株主資本】	[6,085,381]
(無形固定資産)	(204,279)	(資本金)	(1,748,655)
借地権	2,034	(資本剰余金)	(2,101,769)
ソフトウェア	164,907	資本準備金	2,101,769
リース資産	29,738	(利益剰余金)	(2,500,959)
電話加入権	7,600	利益準備金	46,328
(投資その他の資産)	(10,634,511)	その他利益剰余金	2,454,630
投資有価証券	39,078	別途積立金	200,000
関係会社株式	7,373,864	繰越利益剰余金	2,254,630
出資	350	(自己株式)	(△266,002)
関係会社出資金	601,904	【評価・換算差額等】	[13,455]
関係会社長期貸付金	39,194	(その他有価証券評価差額金)	(11,496)
破産更生債権等	1,538	(繰延ヘッジ損益)	(1,958)
繰延税金資産	1,506,428	純資産合計	6,098,836
その他の	1,073,690	負債純資産合計	27,910,182
貸倒引当金	△1,538		
資産合計	27,910,182		

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,839,851
売上原価	10,118,063
売上総利益	721,787
販売費及び一般管理費	4,280,176
営業損失	△3,558,388
営業外収益	
受取利息	24,921
受取配当金	1,477,155
仕入割引	3,423
受取保険金	3,112
保険解約返戻金	103
助成金収入	798,218
その他	207,528
営業外費用	
支払利息	96,032
業務委託費用	59,914
支払手数料	21,842
為替差損	7,583
その他	4,830
経常損失	△1,234,127
特別損失	
関係会社株式評価損	1,769,893
事務所移転費用	15,352
税引前当期純損失	△3,019,373
法人税、住民税及び事業税	△130,026
法人税等調整額	△574,848
当期純損失	△2,314,497

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	1,748,655	2,101,769	2,101,769	46,328	200,000	4,792,858	5,039,187	△166,027	8,723,584
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△223,730	△223,730		△223,730
当期純損失(△)						△2,314,497	△2,314,497		△2,314,497
自己株式の取得								△99,974	△99,974
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2,538,228	△2,538,228	△99,974	△2,638,202
当 期 末 残 高	1,748,655	2,101,769	2,101,769	46,328	200,000	2,254,630	2,500,959	△266,002	6,085,381

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,288	2,498	7,787	8,731,371
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△223,730
当期純損失(△)				△2,314,497
自己株式の取得				△99,974
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	6,207	△540	5,667	5,667
当期変動額合計	6,207	△540	5,667	△2,632,534
当 期 末 残 高	11,496	1,958	13,455	6,098,836

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- イ. 子会社株式、子会社出資金及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法
- ・デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・商品、製品（量産品）、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・製品（受注生産品）、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法
- ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 2～50年 |
| 構築物 | 10～50年 |
| 機械及び装置 | 2～15年 |
| 車両運搬具 | 2～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
- 定額法
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。
- ③ リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を賞与引当金として計上しております。
 - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引、借入金
 - ③ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定範囲内でヘッジしております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法 各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
 - ③ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 損益計算書

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「支払手数料」は1,310千円であります。

- (2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式等の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	7,373,864千円
関係会社出資金	601,904千円
合計	7,975,769千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する子会社株式を含む関係会社株式及び関係会社出資金の評価基準は原価法を採用しておりますが、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した純資産持分額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50%程度以上下回る場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上することにしております。

実質価額の回復可能性の判定は、対象会社の事業計画に基づいております。事業計画は、過去の実績に基づく趨勢、現状の取引先との交渉状況による受注確度・受注見込金額、実施予定の施策の効果及び拠点地域の経済情勢などを基礎として策定しておりますが、これらには一定の仮定が含まれております。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染の影響の長期化を踏まえ、「2022年3月期において緩やかに回復するものの、同事業年度末までその影響が残る」と仮定して、事業計画を策定しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が想定以上に長期化するなど事業計画の見直しが必要となった場合、上記の仮定に変化が生じ、翌事業年度の計算書類において認識する関係会社株式及び関係会社出資金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	1,506,428千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおいて、繰延税金資産は、将来の課税所得の十分性や将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき、一定期間における回収可能性が高いと判断した部分に限り計上しております。回収可能性が見込めないと判断した部分については評価性引当額を計上しております。なお、当社は連結納税制度を適用しており、適用会社については、連結納税グループで算出した将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づいております。

将来の課税所得の十分性や将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等は事業計画に基づいて検討しております。事業計画は、「(1)関係会社株式等の評価②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載したとおり、策定のための基礎要素及び新型コロナウイルス感染症に関して一定の仮定を設けて策定しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が想定以上に長期化するなど事業計画の見直しが必要となった場合、上記の仮定に変化が生じ、翌会計年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,778,973千円

(2) 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	7,000,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	5,000,000千円

(財務制限条項)

コミットメントライン契約（前事業年度末残高1,300,000千円、当事業年度末残高2,000,000千円）には、主に以下の財務制限条項が付されておりこれに抵触した場合、借入先の請求に基づき、借入金を一括返済することがあります。（複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。）

①各年度及び第2四半期の決算期末日において、貸借対照表（連結及び個別）における純資産の部の金額を、前年度決算期末日における純資産の部の合計額の80%以上に維持すること。

②各年度及び第2四半期の決算期末日における、損益計算書（連結及び個別）の営業損益及び経常損益においてそれぞれ損失を計上しないこと。

なお、当社は、当事業年度末において、上記の財務制限条項に一部抵触することになります。しかしながら、主要取引銀行と緊密な関係は維持しており、本抵触に関する期限の利益喪失の猶予について最終的な協議をしております。また、2020年5月29日に締結したコミットメントライン契約5,000,000千円について財務制限条項は付与されておりません。手元資金は十分確保していることから、当面の資金状況は安定的に推移する見通しです。

- (3) 債務保証
- ① 銀行借入金に対するもの(限度額)
Sama Sound Inc. 489,000千円
 - ② 仕入債務に対するもの
Sama Sound Inc. 89,330千円
- (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 937,854千円
 - ② 短期金銭債務 474,343千円

5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- ① 売上高 341,271千円
 - ② 営業費用 3,051,052千円
 - ③ 営業取引以外の取引高 1,597,158千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式(注)	306,000	71,631	-	377,631
合計	306,000	71,631	-	377,631

(注) 普通株式の自己株式の増加のうち71,600株は2020年3月25日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであり、31株は単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
繰越欠損金	790,807
賞与引当金繰入超過額	49,297
未払事業所税	5,912
未払費用	7,725
貸倒引当金繰入超過額	13,131
退職給付引当金繰入超過額	389,230
減価償却超過額	393,886
たな卸資産評価損否認	7,025
子会社株式評価損否認	683,593
投資有価証券評価損否認	1,444
資産除去債務	32,940
その他	30,426
繰延税金資産小計	2,405,422
評価性引当額	△855,027
繰延税金資産合計	1,550,394
繰延税金負債	
未収還付事業税等	9,163
その他有価証券評価差額金	5,073
資産除去債務に対応する除去費用	28,864
その他	864
繰延税金負債合計	43,965
繰延税金資産の純額	1,506,428

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
コンサート・イベント事業におけるイベント用映像機材（機械及び装置）であります。
- ② リース資産の減価償却の方法
「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（2）固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
主として映像製品の開発・製造・販売事業における映像機材（機械及び装置）、コンサート・イベント事業におけるイベント用映像機材及びコンサート用音響機材（機械及び装置）であります。
- ② リース資産の減価償却の方法
「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（2）固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注) 3	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ヒビノスペーステック株式会社	35,000	・業務用音響・映像機器の販売・システム設計・施工・メンテナンス	(所有) 直接 100.0	兼任 2名	資金の借入	資金の借入 270,000 支払利息 (注) 1 589	関係会社 短期借入金	300,000	
子会社	ヒビノインターサウンド株式会社	40,000	・業務用音響・映像機器の販売・システム設計・施工・メンテナンス	(所有) 直接 100.0	—	商品の仕入、 資金の貸付	商品の仕入 (注) 2 1,719,417 借入の返済 310,000 支払利息 (注) 1 477 資金の貸付 800,000 受取利息 (注) 4 3,540 受取配当金 1,046,400	買掛金 関係会社 短期借入金 関係会社 短期貸付金	304,002 — 800,000 —	
子会社	ヒビノイマジニアリング株式会社	80,000	・映画館・ホールに対する業務用音響・映像機器の販売・システム設計・施工・メンテナンス	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	資金の借入	借入の返済 305,000 支払利息 (注) 1 1,903	関係会社 短期借入金	80,000	
子会社	日本環境アメニティ株式会社	90,000	・建築音響に関する設計・施工 ・音響製品の開発・製造・販売 ・音・振動に関するコンサルティング・調査・測定	(所有) 直接 100.0	兼任 1名	資金の借入	借入の返済 230,000 支払利息 (注) 1 5,975	関係会社 短期借入金	660,000	
子会社	Sama Sound Inc.	1,000万 韓国ウォン	・業務用及びコンシューマー用音響機器の販売	(所有) 直接 67.0	兼任 1名	資金の貸付 債務保証	資金の貸付 貸付の回収 受取利息 (注) 4 14,720 債務保証 (注) 5 489,000	関係会社 短期貸付金	920,000 —	
子会社	Hibino USA, Inc.	1,750万米ドル	・米国子会社の管理・統括	(所有) 直接 100.0	兼任 3名	資金の貸付	資金の貸付 313,498 受取利息 (注) 4 1,763	関係会社 短期貸付金	326,594	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入れについては、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
2. 価格その他の取引条件については、市場価格等を勘案し決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。貸付金及び借入金以外の期末残高には消費税等を含めております。
4. 資金の貸付けについては、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
5. Sama Sound Inc.の金融機関からの借入債務につき、債務保証を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 616円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △233円78銭 |

11. その他の注記

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月15日

ヒビノ株式会社
取締役会御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 浅川 昭久 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西村 仁志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒビノ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

ヒビノ株式会社 監査役会

常勤監査役 深 沢 澄 男 ㊟

社外監査役 金 子 基 宏 ㊟

社外監査役 唯 木 誠 ㊟

以 上